

令和2年度

長崎市立
緑が丘中学校
PTA規約(案)

令和2年度～令和4年度の
3年間保管してください

長崎市立緑が丘中学校PTA規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条（名 称）この会は長崎市立緑が丘中学校（以下本校という）PTAと称す。
- 第 2 条（事務所）この会の事務所は本校の校内におく。
- 第 3 条（目 的）この会は本校の生徒の保護者と教職員が一体となって民主的教育の発展向上と生徒の福祉の増進をはかり、あわせて会員相互の教養を高め親睦を計ることを目的とする。
- 第 4 条（活 動）この会は前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。
- 1 生徒の福祉の増進に関すること。
 - 2 生徒の校外指導に関すること。
 - 3 家庭及び社会教育の向上に関すること。
 - 4 会員の教養を高め、親睦のための活動及び機関紙の発行に関すること。
 - 5 その他この会の目的を達成するため必要と認められること。
- 第 5 条（会 員）この会の会員は次のとおりとする。
- 1 本校生徒の保護者
 - 2 本校の教職員

第 2 章 役 員

- 第 6 条（役 員）
- 1 執行部役員
 - (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 若干名（内 1 名以上母親とする）
 - (3) 顧問 1 名
 - (4) 事務局長 1 名
 - (5) 事務局次長 1 名
 - (6) 理事 若干名
 - (7) 監査 2 名
 - 2 学年理事 各学年長・副学年長及び学年委員若干名
 - 3 専門部理事 各専門部部長・副部長 各 1 名または 2 名
- 第 7 条（選 出）役員を選出は次のとおりとする。
- 1 会長・副会長は立候補及び推薦による候補者を役員候補者とし、選考委員会（理事会）において選出・推薦し、評議員会で選出、総会の承認を得て決定する。但し、選考委員会（理事会）は 1 学年 2 学年からは前年度から立候補及び推薦による候補者を公募する。新入生・転入生の保護者からは入学後に立候補及び推薦による候補者を公募する。候補者がそろってから選考するものとする。
 - 2 顧問は校長とする。
 - 3 事務局長は教頭とする。
 - 4 事務局次長は原則として教務主任とする。
 - 5 理事は各学年の正副委員長並びに各正副専門部長及び各学年主任の教職員とする。
 - 6 学年長・副学年長は学年委員会で各学級長の中より選出する。
 - 7 学級長・各専門部委員は 4 月中に学級懇談会で選出することを原則とする。
 - 8 各専門部長・副部長は各専門部毎に 4 月中に専門部会において専門部委員の中から選出することを原則とする。
 - 9 監査は任期を終えた役員の中から選出する。
- 第 8 条（任 期）役員任期は 1 年とする。但し、再任はさまたげない。
- 第 9 条（欠員補充）役員に欠員を生じたときは補充することができる。但し補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条（任 務）役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長不在の時はこれを代理する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べる。また P T A の各種会合に参加し意見を述べることができる。
- 4 事務局長は会長の命を受け、庶務・会計の会務を処理する。
- 5 理事は会務の企画執行に当たる。
- 6 監査は会計を監査する。
- 7 学年長・副学年長は、学年 P T A 活動の企画・運営に当たる。
- 8 学級長は学級懇談会・学年役員会を運営し、学級 P T A 活動の企画・運営にあたる。
- 9 各専門部長・副部長は専門部活動を企画し運営する。

第 3 章 会 議

第 11 条（種 類）この会は次の会議をおく。

- 1 総会 2 評議員会 3 理事会 4 学年部会 5 学級部会
- 6 専門部会

第 12 条（総 会）総会はこの会の最高議決機関であって、全会員で組織し、毎年 5 月末日までに会長が招集する。但し評議員会において決議したとき、会員総数の 5 分に 1 以上の要求があったとき、または理事会において必要と認めたときは会長は臨時総会を招集しなければならない。尚、全会員の過半数の出席をもって成立する。ただしやむを得ない事情により出席できない会員は、代理者又は委任状をもって出席とみなす。

第 13 条（総会議決事項）総会は次の事項を議決する。

- 1 この会の基本方針及び事業計画並びに会務報告に関する事項
- 2 予算、決算又はその流用に関する事項
- 3 規約の制定、改廃に関する事項
- 4 会費の変更に関する事項
- 5 臨時会費の徴収に関する事項
- 6 会長、副会長、監査の承認、決定に関する事項
- 7 他団体への加入及び脱退に関する事項
- 8 この会の解散に関する事項
- 9 その他この会の運営に関し重要な事項

第 14 条（評議員会）評議員会は総会に次ぐ議決機関であって、執行部役員（第 6 条第 1 項）理事・及び評議員を持って構成し、総会開催の 1 週間前までに会長が招集する。但し臨時総会の開催については評議員会を招集しないことができる。また評議員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、又は理事会において必要と認めたときは会長はただちに評議員会を招集しなければならない。

第 15 条（評議員）

- 1 評議員は各学級の学級長と専門部委員及び教職員とする。（但し理事は除く）
- 2 評議員の任期は 1 年とする。但し決算の承認を行う評議員会まで、その任にあるものとする。
- 3 評議員に欠員を生じた場合は、その属する学級毎に補充するものとする。この場合、補充された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

第 16 条（評議員会議決事項）評議員会は次の事項を議決する。

- 1 総会において委任された事項
- 2 緊急につき総会を開催するいとまがない場合において総会に代わり議決する事項
- 3 その他この会の運営に関する重要な事項であるが、総会開催までにいたらないと理

事会において判断した事項

第 17 条（理事会）

- 1 理事会はこの会の執行機関で、会長、副会長、顧問、事務局長、事務局次長、理事で構成し、総会及び評議員会で議決された事項並びにこの会の日常業務を企画し執行する。
- 2 理事会の議長は事務局長が行う。
- 3 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の 4 分の 1 以上の要求があったときに会長が招集する。

第 18 条（学年部会）

学年部会はそれぞれの学年における執行機関であり、学年長、副学年長、委員で構成し、学年活動をするための企画し運営をする。

第 19 条（学級部会）

学級部会はそれぞれの学級における執行機関であり、学級長及び学級担任で構成し、具体的に活動するため企画し運営をする。

第 20 条（専門部会）

専門部会は部長、副部長、専門部委員及びそれぞれの担当教職員をもって構成し、それぞれの専門部の活動を企画し運営をする。

第 21 条（会議の議決）

会議の議決は議長を除く出席者の過半数で決し、可否同数のとき議長の決するところによる。

第 4 章 事 務 局 及 び 専 門 部

第 22 条（事務局）

- 1 この会に事務局をおく。
- 2 事務局には若干名の事務員をおく。
- 3 事務員は会長が委嘱し、事務局長の指示に従い日常の事務を処理する。

第 23 条（専門部）

- 1 この会に次の専門部をおく。
（1）広報部 （2）保健体育部 （3）生活指導部
- 2 副会長はそれぞれの専門部を分掌し、活動を援助するものとする。
- 3（事業内容）
それぞれの専門部は規約第 4 条の活動を円滑に行うために次の事項を分掌する。
 - 1 広報部
 - イ 機関紙の発行
 - ロ PR 活動
 - 2 保健体育部
 - イ 市 P 連体育大会参加の企画・運営
 - ロ 学校の体育行事等への参加並びに企画・運営
 - ハ 福祉厚生のためのリサイクル活動
 - 3 生活指導部
 - イ 子供を守るネットワークとの連絡協調
 - ロ 休暇期間中のパトロール
 - ハ あいさつ運動

第 5 章 会 計

第 24 条（経 費）

- 1 この会の経費は会費及び雑収入をもってあてる。
- 2 この会の会計は必要に応じて特別会計を設けることができる。

第 25 条（会 費）会費は会員 1 人当たり月 4 0 0 円とし、所定の期日に納入するものとする。但し生徒 2 人以上通学させている会員については、1 単位とする。

第 26 条（予算及び決算）

- 1 この会の予算及び決算は評議員会の議決を経て総会において承認を受けなければならない。
- 2 監査は決算について監査の結果を総会に報告しなければならない。

第 27 条（経理の公開）会長は会員からこの会の会計諸帳簿の閲覧及び会計監査の請求があったときはこれを公開することとする。

第 28 条（会計年度規則）この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終る。

第 6 章 雑 則

第 29 条（規約改廃等）規約の改廃その他これに準ずる重要な事項については総会の議決を経なければこれを行うことができない。

第 30 条（解 散）この会を解散するには総会の議決を経て会員の直接無記名投票による会員総数の過半数の同意を必要とする。

付 則

- 1 （施行期日）この会の会則は昭和 36 年 04 月より実施する。
- 2 （改正施行期日）この会の改正された規約については昭和 46 年 05 月 17 日より施行する。
- 3 第 24 条 2 の改正された規約については昭和 62 年 06 月 03 日より施行する。
- 4 第 7 条 1 の改正された規約については平成元年 05 月 13 日より施行する。
- 5 （改正施行期日）改正された規約については平成 02 年 05 月 12 日より施行する
- 6 （改正施行期日）第 25 条の改正された規約については平成 05 年 05 月 02 日より施行する。
- 7 （改正施行期日）第 25 条の改正された規約については平成 12 年 04 月 28 日より施行する。
- 8 （改正施行期日）第 7 条の改正された規約については平成 15 年 02 月 28 日より施行する。
- 9 （改正施行期日）第 25 条の改正された規約については平成 17 年 04 月 28 日より施行する。
- 10 （改正施行期日）第 6 条・第 7 条の改正された規約については平成 21 年 04 月 30 日より施行する。
- 11 （改正施行期日）第 6 条の改正された規約については平成 27 年 04 月 30 日より施行する。
- 12 （改正施行期日）この会の改正された規約については平成 30 年 04 月 27 日より施行する
- 13 （改正施行期日）この会の改正された規約については平成 31 年 04 月 24 日より施行する。

長崎市立緑が丘中学校 P T A 免除規定細則

1 目的

この細則は長崎市立緑が丘中学校 P T A 規約第 8 条及び第 15 条の規定を補完し各役員評議員の任期後の免除規定を明確にすることで、活動及び運営を円滑に遂行するために定める。

2 免除規定

各役員の免除規定は次のとおりとする。

(1) 会長

子どもの人数に関係なく、任期後以降、本部役員（会長、副会長、専門部長・学年長）を免除する。ただし、立候補による再任を妨げない。

(2) 副会長

子どもの人数に関係なく、任期後以降、本部役員（会長、副会長、専門部長・学年長）を免除する。ただし、立候補による再任を妨げない。

(3) 学年長

子どもの人数に関係なく、任期後以降、本部役員（会長、副会長、専門部長・学年長）を免除する。ただし、立候補による再任を妨げない。
また、任期中に在学している兄弟姉妹分の一人一役は免除とする。

(4) 専門部長

子どもの人数に関係なく、任期後以降、本部役員（会長、副会長、専門部長・学年長）を免除する。ただし、立候補による再任を妨げない。
また、任期中に在学している兄弟姉妹分の一人一役は免除とする。

(5) 学年長・専門部員

任期中に在学している兄弟姉妹分の一人一役は免除とする。

3 細則の改廃

この細則の改廃は理事会において行う。

付 則

- 1 この細則は令和 2 年 04 月 17 日より施行する。

長崎市立緑が丘中学校 PTA 表彰規定

- 1 目的 長崎市立緑が丘中学校 PTA の振興発展に貢献し、この功績顕著なものについて表彰し、本校 PTA の興隆に寄与する。
- 2 表彰 次の各号に該当するものについて理事会で選考し、評議員会で承認を得ることとする。被表彰者には賞状及び予算の範囲内で記念品を贈る。ただし、当該年度の PTA 会費を完納した者に限る。
 - (ア) 緑が丘中学校 PTA 会長であった者
 - (イ) 2 年以上理事をした者
 - (ウ) その功績が著しいと理事会において認められた者
- 3 表彰の時期 被表彰者が、中学校の上記役員を辞任した時、又はその子女が転校し、本校 PTA を退く時とする。
- 4 その他 細部については、本規約に基づき理事会において決定し、総会で報告する。この規定については、平成 28 年度の会員から適用する。

※ 改正施行期日：昭和 56 年 05 月
昭和 63 年 05 月 07 日
平成 07 年 05 月 21 日
平成 28 年 04 月 26 日

長崎市立緑が丘中学校 PTA 内規

1 香典等

会員、生徒の死亡の場合...15,000 円の生花

2 葬儀の連絡 学級担任 → 学級長

↓

学年主任 → 学年長

↓

教頭 ※ 教職員の場合は、教頭から連絡する。

↓

事務局 → 会長・副会長 ※必要に応じて、会員に連絡する。

3 参加費・旅費

1 市内の場合：終日...1,000 円（午前から午後にかかる用務の場合、もしくは、5 時間以上の用務の場合）

半日...500 円（午前のみ、もしくは、午後のみ用務の場合）

※ 校区内の用務については、支給しない。

※ 全ての用務（各種研修会等）を対象とする。

※ 市 P 連懇親会は、交通費として 500 円支給する。

※ 市 P 連大運動会は、予算の範囲内で一部補助するものとする。

② 市外の場合

㊦ 県 P、市 P、単 P が手配（指定）した、交通機関、宿泊施設等を利用した場合は、その全額。

㊧ 公共交通機関を使った場合、一般に妥当と考えられる旅程にかかった経費。

㊨ 自家用車等を利用した場合、一般に妥当と考えられる旅程にかかった経費。

4 その他...定めがない事項については、会長と副会長の合議により決定する。

※ 改正施行期日：昭和 51 年 07 月 06 日、改正確認（理事会にて）

昭和 56 年 06 月 27 日、改正確認（理事会にて）

平成 02 年 04 月 06 日、改正確認（理事会にて）

平成 07 年 04 月 27 日、改正確認（理事会にて）

平成 29 年 01 月 26 日、改訂確認（理事会にて）

平成 30 年 04 月 10 日、改訂確認（理事会にて）

平成 31 年 02 月 26 日、改訂確認（理事会にて）

学級 P T A から総会まで

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 学級 P T A | <ul style="list-style-type: none">・学級懇談・学級委員選出 <p>学級長 1 名
専門部委員 6 名（広報部・保健体育部・生活指導部）</p> |
| 2 | 学年部会 | <ul style="list-style-type: none">・各学級長（学級数）、各学年主任で構成・各学年で学年長、副学年長選出 <p>学年長 1 名
副学年長 1 名</p> |
| 3 | 専門部会 | <ul style="list-style-type: none">・広報部会 委員 1 年～3 年（学級数）で構成
広報部部長 1 名、広報部副部長 1 名または 2 名選出・生活指導部会 委員 1 年～3 年（学級数）で構成
生活指導部部長 1 名、生活指導部副部長 1 名または 2 名選出・保健体育部会 委員 1 年～3 年（学級数）で構成
保健体育部部長 1 名、保健体育部副部長 1 名または 2 名選出 |
| 4 | 理事会 | <ul style="list-style-type: none">・会長 1 名、副会長若干名（内 1 名以上を母親とする） <p>顧問（校長）、事務局長（教頭）、事務局次長 1 名
各学年長、副学年長
専門部長、副部長
各学年主任 専門部理事</p> |
| 5 | 評議員会 | <ul style="list-style-type: none">・役員・理事・評議員 各学級委員 4 名×学級数（1 年～3 年）
で構成 |
| 6 | 総会 | <ul style="list-style-type: none">・全会員で構成 |

緑が丘中学校 P T A 運営機構



